(財)愛媛県文化振興財団 2次評価

- ・(財)愛媛県文化振興財団は、各種の文化事業を行うことにより、県民の文化意識の高揚を図り、もって本県文化の向上発展に寄与することを目的に、県、市町、民間企業等の出損により昭和55年に設立し、平成13年に文化振興機能の一元化と強化を図るため、事業活動が類似している(財)愛媛県県民文化会館を統合した法人である。
- ・当法人は、県民の文化意識の啓発、文化情報の提供、文化活動の顕彰、普及促進、舞台芸術の鑑賞機会の提供、県民文化会館の管理運営などを行っているが、事業の大半を占める県民文化会館の管理運営について、18年度から、県の公の施設に指定管理者制度が導入されることになり、その結果によっては、大きく経営環境が変動することが予想されたことから、「経営環境を踏まえた見直し」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(1次評価)、当該法人へのヒアリング等を踏まえた2次評価は次のとおりである。
- 1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1)組織体制の見直し

- ・18 年度から、指定管理者制度の導入に伴い、文化事業の推進を所掌する本部事務局と県民文化会館の指定管理事業 を行う県民文化会館管理事務所に組織を改正した。
- ・また、県民文化会館管理事務所長を新設、プロパー職員を登用して、職員のモチベーションを高めるとともに、県 民文化会館の利用促進に向け職員を増員し、体制の強化を図ったところである
- ・役員は、18名で、文化団体、マスコミ、大学等から就任しているが、常務理事1名を除き、全て非常勤である。

(2)経営基盤の充実・強化

・当法人は、本県における文化の中核として、県から県民文化会館、生活文化センターの管理運営を受託するとともに、県からの補助を受けて県内アマチュア団体の文化活動に対する支援等を行っている。法人の自主事業としては、正岡子規国際俳句賞、「文化愛媛」・「えひめブックス」の刊行、県民に舞台芸術鑑賞機会を提供するため歌舞伎、交響楽団の公演開催などの業務を行っている。

なお、18 年度から、これまで管理運営していた生活文化センターについては、指定管理から外れたほか、18 年 7 月、県民文化会館別館(貸館、旧老人児童福祉センター)が開館したところであり、県民文化会館と一体となった 運営を行っているところである。

- ・収入は、基本財産(15億1,730万円)の運用収入のほか、自主事業の入場料収入などがあるが、県からの委託料・補助金が収入の大半を占めている。県からの委託料等は、県の厳しい財政状況を踏まえ、減少傾向にあり、基本財産の収入も金利の低迷により減少している中で、14年度以降、当期正味財産は赤字(平成13年度は(財)愛媛県県民文化会館と統合し、基本財産等約3億円等を運用財産として積み立てた結果、黒字)が続いており、運用財産の取崩しで対応している(但し、平成17年度は自主事業収入の増加や諸経費の削減により、運用財産の取崩しを行っていない。)が、13年度末3億円あった運用財産は、17年度末約2億6千万円と4年間で約4千万円減少している。
- ・本県文化振興という公益性を重視し、収益性の観点から民間では実施が困難な事業を実施していることは認めるが、 指定管理者制度の導入により、法人の経営努力が収益の改善に直接結びつくこととなったことも踏まえ、これまで 以上に効率的・効果的な経営を行っていく必要がある。
- ・当法人では、既に、県民文化会館の夜間利用、休館日(月曜日)開館、メインホール1階席のみの利用割引料金の設定(3割引)、駐車場料金引き下げなど利用者増に向けた取り組みを行うとともに、営業活動の強化や、芸術公演事業の収入の増加などにも努めているほか、外部委託方法や事業そのものの見直しなど経費の節減にも取り組んでおり、今後とも、経営状況の改善に努めていただきたい。

なお、増収策としては、企業や関係団体等への積極的な催しの誘致活動による施設利用料の増収に努めるとともに、松竹大歌舞伎など観客増が入場料収入の増につながる文化事業の収益向上を図るほか、他県の類似施設における指定管理者の創意工夫による利用料金の増収に向けた取り組みなども参考に積極的かつ自主的な収入増を図っていただきたい。

(3)役職員数及び給与制度の見直し

・役員数は、18 名、常務理事以外は非常勤で無給。職員数は、20 名で、正規職員 13 名と臨時職員 7 名で運営している。(16 年度 25 名 17 年度 24 名 18 年度 20 名)

18年度からの指定管理者制度の導入により、県民文化会館管理運営部門の県職員の派遣引き上げ、指定管理から 外れた生活文化センター職員の削減、7月に開館した県民文化会館別館(旧老人児童福祉センター)への職員配置 などを行い、3名削減したところであり、事業量に応じた適切な人員配置を行っている。

- ・職員給与については、県に準じているが、18年度から指定管理者制度の導入により、指定期間中3年間は基本給を10%削減するとともに、勤勉手当を業績により支給することとしている。
- ・なお、一次評価において、今後、適正な役員数を検討するとあり、文化に関する幅広い意見の反映の観点も踏まえつつ、理事の適正人員について、検討していただきたい。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1)財政的関与の見直し

- ・県の財政支出依存度は、16年度83.3%、17年度83.0%と8割を超えて推移していたが、18年度は、指定管理者制度の導入に伴い、県派遣職員を2名引き上げ、それに係る人件費補助を削減し、また、利用料金制の実施(施設使用料(188,297千円)が県収入から法人収入へ)により県民文化会館の指定管理委託料を減額(209,063千円)生活文化センターが指定管理から外れたことによる管理委託料の廃止(30,699千円)などで48.7%と大幅に低下した。
- ・県民文化会館は、昭和61年に設置後、20年を経過し、老朽化が進んでおり、防災設備等の改修・修繕なども県からの委託を受けて実施しており、今後も、県内唯一の3,000人のホールを有するコンベンション施設としてその機能を維持し、県民の文化振興の拠点として管理運営していくために県の財政的関与が必要であることは認めるが、指定管理者として、自主的な管理運営による一層の経費節減を図り、可能な範囲で、県の財政的支援の軽減に努めていただきたい。

(2)人的関与の見直し

・県派遣職員を18年度に指定管理者の導入に伴い指定管理に係る職員2名を削減(4名 2名)し、文化事業に関わる2名の派遣は継続している。

ただし、本来、当法人の設立目的から、文化事業に携わる職員は当法人のプロパー職員が行うべきであり、今後、経営状況や職員育成の状況などを勘案しつつ、人的関与のあり方について検討を行っていく必要があるのではないかと考える。

・県職員OBは、指定管理から外れた生活文化センターの2名(所長、主査)が17年度末で退職したことから、常務理事兼事務局長の1名のみであるが、当法人が県と十分な連携を取る必要があること、充て職ではなく、豊富な行政経験等に基づいた、即戦力を有する意欲ある人材を選任していることなどから、必要性は認められる。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

・寄附行為、収支予算・決算、事業計画・報告、役員名簿、財務関係資料等を財団のホームページで公表するとともに、情報公開要綱を策定しており、取り組みは順調である。

4 総合的評価

【法人〕

・本県文化振興という公益性を重視し、収益性の観点から民間では実施が困難な事業を実施していることは認めるが、 指定管理者制度の導入により、法人の経営努力が収益の改善に直接結びつくこととなったことも踏まえ、組織体制 や事業の見直しを行い、これまで以上に効率的・効果的な経営に取り組むこと。

【所管課】

・指定管理者制度の導入を踏まえ、自主事業等において当法人の創意工夫が十分発揮されるよう、指導・支援を行うとともに、利用者に支障が生じないよう適切な改修・修繕等について当法人と連携して、取り組むこと。